

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

8 資第 125 号
令和 8 年（2026 年）7 月 28 日
長野県知事

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	○
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容	
氏名及び住所		株式会社長野環境保全センター 代表取締役 勝亦 豪志 長野県中野市大字立ヶ花 855 番地	
申請の区分（Ⅰ）		産業廃棄物処分量の事業範囲の変更許可	
条 例 第 39 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字新井字若宮境 363 番 1	
	②廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物（廃太陽光パネル）の粉砕・分離施設	
	③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、廃太陽光パネルに限る。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	1.68 t/日（ 0.21 t/h：8 時間稼働 ）	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
		○事業の範囲 中間処理（圧縮梱包）する 産業廃棄物 ：廃プラスチック類、金属 くず <u>中間処理（粉砕・分離）する産業廃棄物：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは廃太陽光パネルに限る。）</u>	○事業の範囲 中間処理（圧縮梱包）する産業廃棄物 ：廃プラスチック類、金属くず

		以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
条例第39条	⑩対象周辺地域の範囲	(範囲) 中野市新井区、若宮区	
	⑪対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲	(範囲) ・中野市長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者	
	⑫事業計画書の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 株式会社長野環境保全センター 長野県中野市大字新井363番地10 (期間) 事業計画協議終了まで(土日祝日は除く。) (時間) 午前9時から午後5時まで	
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(時間) 令和8年8月23日(日) 午前10時から (場所) 株式会社長野環境保全センター 長野県中野市大字新井363番地10	
関係図書 の縦覧	縦覧に供する場所	長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	事業計画協議終了まで (土日・祝日その他県の休日を除く。)	
	縦覧時間	午前8時30分～午後5時	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第41条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17号	提出期限 令和8年9月22日(火) 提出先 〒383-0064 長野県中野市大字新井363番地10 株式会社長野環境保全センター (意見書の写しを地域振興局にも提出できます) 写しの提出先 〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・条例第41条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所(地番の部分に限る)、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。